

香川県立白鳥病院 感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 感染対策委員会の設置

- (1) 感染対策を推進するために、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- (2) 委員会は、院長が任命した委員長を議長とし、各専門職代表を構成員として組織する。
- (3) 委員会の運営については、「香川県立白鳥病院感染対策委員会規定」に定める。

第3条 院内感染対策室の設置

- (1) 院内感染対策を行うために院内感染対策研修会対策室を設ける。
- (2) 院内感染対策室の構成及び運営については、「香川県立白鳥病院院内感染対策室設置運営要綱」に定める。

第4条 職員研修

- (1) 職員研修は、院内感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて臨時開催する。
- (3) 研修記録は、事務局において保存する。

第5条 院内感染発生時の対応

- (1) 院内感染発生時、発生部署の職員は直ちにその状況及び患者への対応等を委員長に報告する。委員長は委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する為に全職員への周知徹底を図る。
- (2) 院内感染の発生、改善策の実施結果等は、経営委員会を通じて全職員に周知する。

第6条 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようホームページに掲載する。
- ② 主治医は、疾病の説明とともに、感染対策の基本（手洗い、マスク使用等）についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

第7条 院内感染対策の推進

- (1) 全職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康に留意する。
- (2) 院内感染防止のため、全職員は各職場共通の別紙「院内感染対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を遵守する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は全職員に周知徹底する。